

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 7 年 3 月 24 日

郡山市長 品 川 萬 里

## 第 1 業務概要

- 1 業務名 令和 7 年度郡山市公共施設照明 LED 化業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 LED 照明設備の納入期限  
契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで  
賃貸借及び保守期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで
- 4 提案上限額 ¥206,474,400 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 第 2 応募要件

### 1 応募者の参加要件

- (1) 応募者は、本業務を行う能力を有し、かつ、法人格を有する者（単体）又は法人格を有する者の共同体（それぞれが法人格を有する複数の者の共同体）とする。
- (2) 応募者は、次の役割を全て担い、共同体の場合は各構成員が次の役割を分担する。  
なお、単体で参加する者のうち、事業以外の役割を担う協力体制を構築する場合、発注者の確認を得ること。

#### ア 事業役割

発注者とのリース契約締結等の諸手続きを行い（発注者との対応窓口）、事業遂行の全ての責を負う。

#### イ 施工役割

施工に関する業務を全て実施する。

#### ウ 調査設計役割

調査・設計に関する業務を全て実施する。

#### エ 金融役割

資金調達、回収業務、保険業務等を実施する。

#### オ その他役割

上記ア～オ以外の保守管理、本設備の供給等に関する業務を各々実施する。

## 2 応募者の資格

### (1) 単体の場合

ア 過去5年間（令和2年4月1日から公告の日まで。以下同じ）に、国又は地方公共団体とLED照明のリース契約の実績があること。

イ 施工役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けている者であること。

ウ 施工役割を担う者には、郡山市内に本店を有する法人等又は郡山市内に本店を有する法人等が加入する団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に掲げる事業協同組合等）を含み、複数の市内事業者が参加できるよう、別途協力体制を構築し、提案書に記載すること。

エ 本業務に参加する共同体の構成員ではないこと。

### (2) 法人格を有する者の共同体の場合

ア 過去5年間に、国又は地方公共団体とLED照明の賃貸借契約の実績がある構成員を参加させること。

イ 施工役割を担う構成員は、建設業法に基づく許可を受けている者であること。

ウ 施工役割を担う構成員には、郡山市内に本店を有する法人等又は郡山市内に本店を有する法人等が加入する団体（中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる事業協同組合等）を含み、複数の市内事業者を参加させること。

なお、協定を結ぶ施工役割の構成員が1者のときは、複数の市内事業者が参加できるよう、別途協力体制を構築し、提案書に記載すること。

エ 事業役割を担う構成員を代表者とし、各構成員間で協定を締結すること。

なお、各構成員は、単体又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。

## 3 応募者の制限

応募者又は応募者の構成員は、次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者

(2) 参加申込時において、郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）（以下「指名停止要綱」という。）のいずれかに基づく指名停止期間中の者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

(4) 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から本業務の取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者又はこれらの者と密接な関係を有する者がいる者

(5) 国税及び地方税を滞納している者

#### 4 その他留意事項

- (1) 共同体における構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって発注者との協議により発注者が認めたときは、この限りではない。
- (2) 共同体で事業役割が複数の者で構成される場合、事業役割の構成員全てが、発注者に対し連帯責任を負う旨を示す条項を各構成員間で締結する協定に含むこと。また、事業役割の構成者のうち1者を代表者として発注者の対応窓口とし、契約等諸手続きを行うのものとする。
- (3) 団体として施工役割又はその他役割に参加する法人等は、他の提案に重複して参加することはできない。
- (4) 施工役割を担う者の資格確認は業務提案書提出時に実施し、資格を満たしていない場合は失格とする。

### 第3 令和7年度郡山市公共施設照明LED化業務実施要領（以下「実施要領」という。）及び様式等の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/139411.html>

### 第4 担当部局

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市財務部公有資産マネジメント課施設計画・保全係

電話 024-924-2051 ファクシミリ 024-931-3245

メールアドレス shisetsu-keikaku@city.koriyama.lg.jp

### 第5 参加意思表明書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和7年4月11日（金） 午後5時15分まで
- 2 提出場所 郡山市役所本庁舎2階 郡山市財務部公有資産マネジメント課
- 3 提出方法 持参又は郵送による。

### 第6 業務提案書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和7年7月11日（金） 午後5時15分まで
- 2 提出場所 郡山市役所本庁舎2階 郡山市財務部公有資産マネジメント課
- 3 提出方法 持参又は郵送による。

### 第7 失格事項

次のいずれかに該当する業務提案は失格とする。

- (1) 提案上限価格を超えた提案
- (2) 本業務の仕様を満たさない提案
- (3) 参加意思表明書の誓約事項に虚偽があった者による提案
- (4) 業務提案書に虚偽の記載をした提案

- (5) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な提案
- (6) 2通以上の業務提案書によりなされた提案
- (7) 施工役割に複数の市内事業者の活用が確保されていない提案

## 第8 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 郡山市公共施設照明LED化業務に係るプロポーザル審査委員会設置要綱（令和4年5月16日制定）に基づき設置する委員会（以下「審査会」という。）において、実施要領等で定めた審査基準及び審査方法により、提出された業務提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。  
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
  - (1) 事業者名
  - (2) 契約候補者名及び次順位者名
  - (3) 各参加者の評価点
  - (4) 審査の経過及び審査委員

## 第9 契約条件

- 1 提出された業務提案書等について審査会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。  
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第7 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、免除とする。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 支払いについては、毎月の業務完了ごとに支払うものとする。

## 第10 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- 3 参加申請及び業務提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 4 提出された書類は返却しない。
- 5 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）及び実施要領による。